

**堺市立児童自立支援施設
基本構想**

**平成 24 年 3 月
堺 市**

【目次】

1. 児童自立支援施設設置の経緯	1
(1) 児童自立支援施設とは	1
(2) これまでの経緯及び現状	2
2. 本市の児童自立支援施設の方向性	3
3. 対象者と定員	6
(1) 対象者	6
(2) 定員	6
4. 導入機能	7
(1) 生活指導機能	8
(2) 学習指導機能	11
(3) 職業指導機能	11
(4) 治療的機能・心理支援機能	11
(5) 家庭支援・家庭環境の調整機能	13
(6) アフターフォロー機能	14
(7) 地域交流機能	15
(8) 人材育成機能	15
5. 職員体制	17
(1) 組織図	17
(2) 各役職に求められる技能・経歴	17
(3) 専門性の向上と職種間の連携への取り組み	19
6. 学校教育	20
(1) 学校教育の体制	20
(2) 学級数	20
(3) 職員体制	20
(4) 学校教育の内容	20
(5) 施設との連携	21

(6) 原籍校との関係・連携	21
7. 施設概要	22
(1) 立地条件	22
(2) 各機能の仕様・配置の考え方	23

1. 児童自立支援施設設置の経緯

(1) 児童自立支援施設とは

■児童自立支援施設の定義

児童自立支援施設とは、児童福祉法第 44 条に定められた施設です。

<児童福祉法>

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(平九法七四・平一六法一五三・一部改正)

[全国の設置状況]

児童自立支援施設は、都道府県及び政令指定都市の義務設置施設（児童福祉法第 35 条第 2 項）であり、平成 23 年 4 月 1 日現在、全国に 58 箇所（国立 2 箇所、都道府県立 50 箇所、政令指定都市立 4 箇所、社会福祉法人立 2 箇所）の施設が設置されています。

■児童自立支援施設入所までの経路

児童自立支援施設への入所(通所)は、都道府県知事が児童福祉法に基づいて行う措置(行政処分)として行われます。

児童自立支援施設への入所(通所)経路は、次の 2 通りとなっています。

○ 児童相談所(子ども相談所)からの措置

保護者や学校等からの相談や、福祉事務所、警察署からの通告等を受け、児童自立支援施設に入所させて指導することが必要であると認めた場合。保護者や児童の同意が必要。

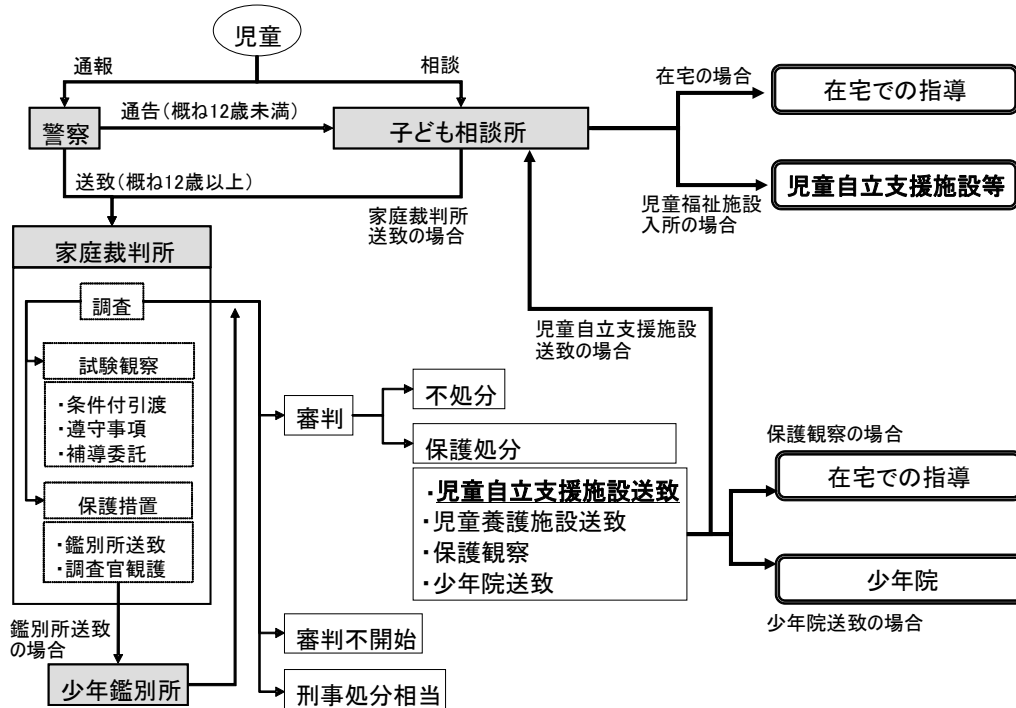
○ 家庭裁判所からの送致

少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置をとる場合。

また、近年では、様々な事情により家庭での養育が困難な児童が入所する児童養護施設や軽度の情緒障害を有する児童が入所する情緒障害児短期治療施設で問題を起こした入所児童が、児童自立支援施設に措置変更されるケースも発生しています。

このように、児童自立支援施設は、非行児童及び非行傾向にある児童への家庭的・福祉的なアプローチを行う施設として、最後の受け皿という重要な役割を果たしています。

【図表 1】児童自立支援施設への入所経路



(2) これまでの経緯及び現状

本市では、政令指定都市への移行にあたり、平成 18 年度から平成 22 年度までの間に堺市立の児童自立支援施設を整備するものとした、大阪府との「堺市の政令指定都市に係る事務移譲等に関する確認書」に基づき、児童自立支援施設に関する事務を委託する協定を大阪府と締結し、自立支援機能を確保してきました。

その委託期間の中で、国や他の自治体における施設設置方法や運営状況の調査を行うなど、施設機能の確保に向けたさまざまな手法について検討を行ってきましたが、施設の設置にはなお時間を要することから、大阪府との委託協定を延長し、引き続き自立支援機能を確保しているところです。

現在、児童自立支援施設への入所を必要とする堺市の児童は、大阪府やその他の自治体が所管する児童自立支援施設に入所をしています。しかし、大阪府内では大阪府立修徳学院の入所者数が定員に近い状態が続いており、施設入所による自立支援が必要であると判断されていても、すぐには入所できない状況が発生していることから、本市においても児童自立支援施設の設置が急務となっています。そのため、「堺市マスタープラン～さかい未来・夢コンパス～」の中で、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」として、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標に、本施設の整備を位置づけています。

2. 本市の児童自立支援施設の方向性

児童自立支援施設は、全国的に見ても、最後に設立されてから 50 年ほど経過しており、時代の変化と共に、施設の機能や設備、運営体制に求められる要素が大きく変わってきています。本市の児童自立支援施設は、そうした状況を念頭におき、次の理念・基本方針に基づく施設の整備・運営をめざします。

■理念

本市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援します

本市は、市民と協働しながら、本市の様々な社会資源を活用し、社会全体で子どもの自立を支援します。本施設に関する情報提供を積極的に行い、本施設について市民に正しく理解してもらえるよう努めます。

地域とつながりのある施設づくりをめざします

地域との交流等を通じて、子どもたちが様々な人や地域への信頼感を持ち、また社会とのつながりを育める環境づくりに取り組みます。

家庭や地域・関係機関との連携のもと、子どもの早期の自立の実現に取り組みます

児童の抱える個別の課題に応じた適切な支援・指導を行うとともに、地域に対する理解促進や家庭に対する支援を充実させることで、入所の長期化を防ぎ、児童の早期自立・地域復帰をめざします。

■基本方針

一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり

- 職員は、「with の精神」（生活、学習、作業等、あらゆる場面で子どもと共に活動することで、常に子どもと対峙し子どもを受け止めながら、信頼関係を築いていく姿勢）のもと、子どもたちに寄り添い、あらゆる行動をともにすることで、信頼関係を築きます。
- 子どもたちとともに考える姿勢を基本とし、一人ひとりの児童が抱えている課題に応じた指導・支援を行い、自発性や主体性を最大限に引き出す工夫を行います。
- また、必要に応じて治療的・心理的なプログラムが実施できる体制を整えます。
- 運営に関する第三者委員会や意見箱の設置、職員研修の充実等、外部の意見を取り入れ、子どもたちの人権を尊重した、権利擁護の体制を充実させます。
- 社会的な環境、資源、生活スタイルなど、時代の変化を踏まえ、支援内容・方法・体制などは必要に応じて柔軟に対応します。
- 児童と施設のみならず、保護者、学校も含めた児童にかかわる人や機関全体で、自立に向けた達成目標を共有することで、早期の自立をめざして各々が努力できる環境づくりを行います。
- 子ども相談所や教育機関をはじめとする関係機関の役割について共通理解のもと、児童の入

所から、退所後の生活にいたるまで、切れ目なく、かつ必要な指導・支援が行われるよう、関係機関間の連携強化を図ります。

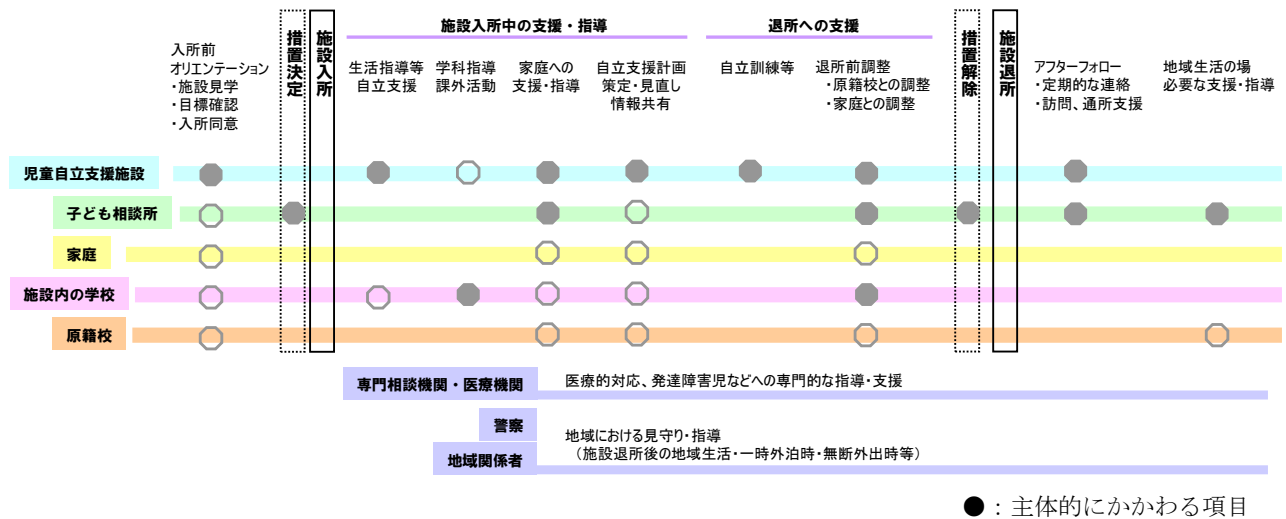
地域とつながりのある施設運営

- ・ 地域からの研修やボランティアの受け入れ、地域での様々な活動への児童の参加などを通じて、地域とつながりのある施設運営をめざします。

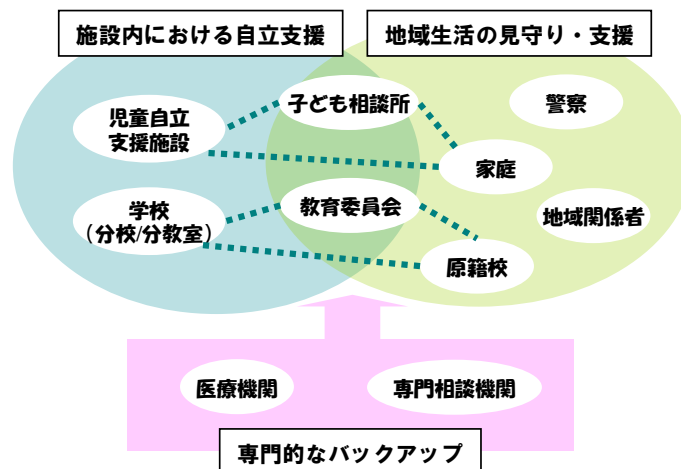
退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築

- ・ 家庭に対する積極的な働きかけを行い、児童が安心して生活できる場の確保に努めます。
- ・ 子ども相談所や原籍校¹、地域関係者などとの連携を図り、退所後の児童や家庭を見守り支える環境づくりに取り組みます。
- ・ 退所後のアフターフォローの充実を図り、社会適応と再非行防止に重点をおいて支援します。

【図表 2】入所から退所までの流れと関係機関のかかわり



【図表 3】児童の自立支援にかかわる関係機関の連携イメージ



¹ 原籍校：入所児童が児童自立支援施設に入所する前に在籍していた学校

■権利擁護

子どもの権利擁護のあり方については、平成18年3月に厚生労働省が発表した「児童自立支援施設のあり方研究会に関する研究会報告書」において明確に示されています。本市の児童自立支援施設においても、子どもの権利擁護を基本とし、研修等により全職員へ徹底するとともに、児童に対するアンケートの実施や「権利ノート」の配布、意見箱や第三者委員会の設置など、外部の意見を取り入れた、権利擁護の体制づくりを行います。

なお、平成23年9月に交付された「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」において、児童自立支援施設には「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととする」とされ、平成24年4月1日以降、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表、ならびに第三者評価の項目に基づく年1回の自己評価が義務付けられています。

3. 対象者と定員

(1) 対象者

■施設利用の主な対象者は「小学校高学年～中学生」

本施設の主な入所対象は、小学校高学年から中学生までとし、指導・支援体制を整備します。ただし、近年、少年非行の低年齢化が進んでおり、小学校の低学年でも重大な非行を起こす子どもたちがいます。また、児童養護施設からの措置変更による児童自立支援施設への入所のケースも増えてきていることから、小学校低学年の児童入所についても想定し、指導・支援内容や生活環境などについて柔軟に対応できるよう準備しておくことが必要です。

【図表 4】本市における年齢別非行相談受付件数

(件)

	相談区分	11歳以下	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳以上
平成 18 年度	触法行為等	6	8	40	20	2	1
	ぐ犯行為等	13	6	16	40	15	10
平成 19 年度	触法行為等	6	9	64	17	2	1
	ぐ犯行為等	17	9	21	25	17	17
平成 20 年度	触法行為等	12	22	67	19	1	0
	ぐ犯行為等	17	10	29	33	14	18
平成 21 年度	触法行為等	14	15	58	13	6	1
	ぐ犯行為等	17	9	30	18	18	11
平成 22 年度	触法行為等	10	17	48	11	1	0
	ぐ犯行為等	17	15	38	25	11	7

(堺市子ども相談所 事業概要より)

(2) 定員

■入所定員は 30 名

児童自立支援施設に入所している本市の小中学生の児童数は 20 名前後で推移しています。入所児童に占める男児の割合が高いことから、男児 20 名、女児 10 名を基本とし、合計 30 名を定員として設定した施設整備を行います。

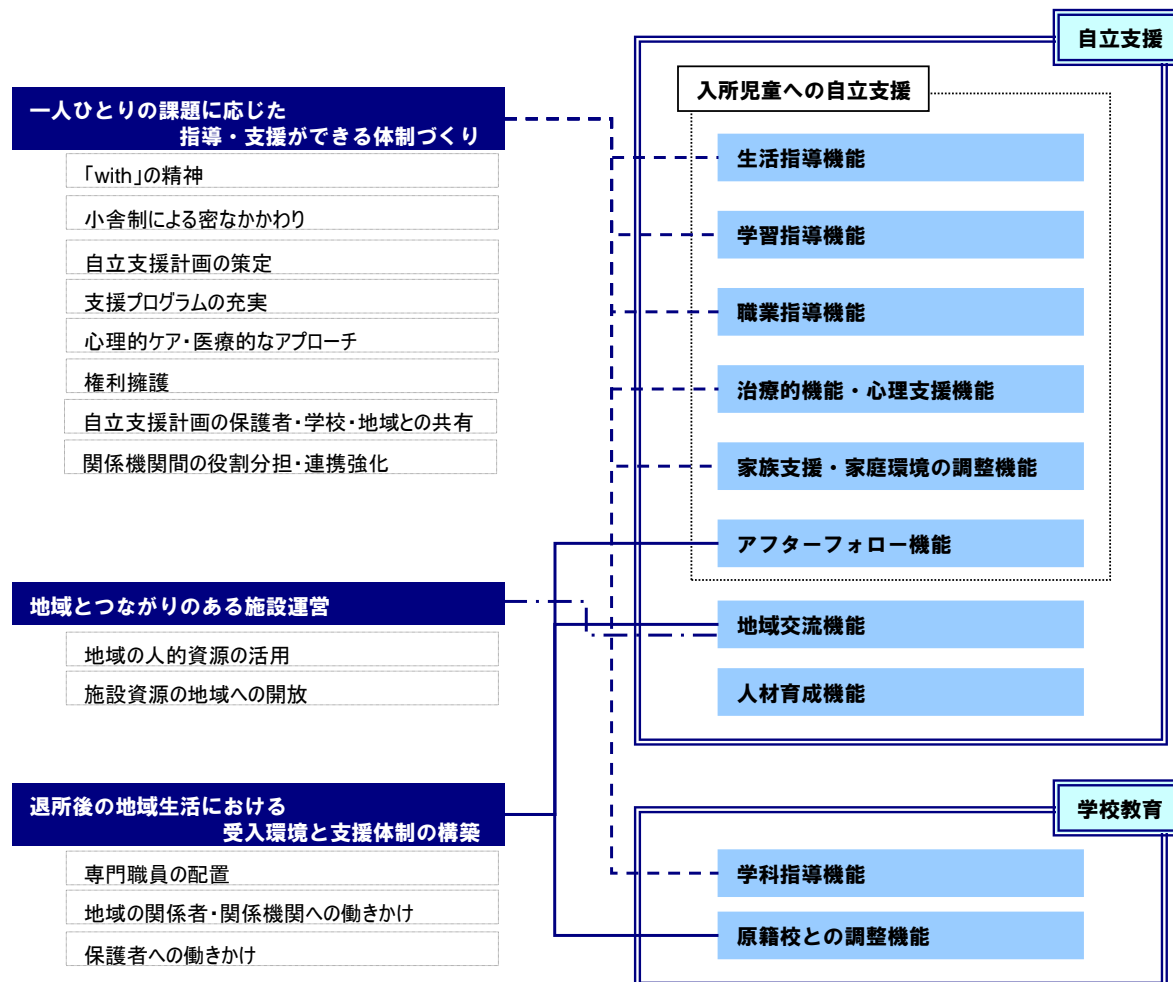
【図表 5】大阪府立修徳学院等への本市の小中学生の入所児童数の推移(各年度 3 月 1 日現在) (人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
男	13	12	9	15	15
女	5	5	5	3	6
合計	18	17	14	18	21

4. 導入機能

前述の方向性に基づき、本市の児童自立支援施設で想定する機能は下記の通りです。

【図表 6】本市の児童自立支援施設整備における方向性と導入機能



(1) 生活指導機能

① 機能の内容

入所児童は決められた日課の中で、自立支援担当の職員から生活指導を受けながら過ごします。職員は、「with の精神」を基本とし、児童とともにあらゆる活動に取り組む中で、児童との信頼関係を構築し、児童の自発性・自主性を引き出していくよう支援します。これにより、児童は自立に向け、社会適応していく中で重要な協調性などを、職員や他の児童との関係の中で経験しながら学び、身につけていくことをめざします。

■入所時における支援

入所児童が、施設での生活を頑張り、早くに地域での生活に戻れるようにするためには、児童自身が、施設で生活していることの意味を理解し、目標をもって日々の生活を送ることが重要となります。あわせて、保護者も同じ理解と目標を共有し、児童を支えていく意識を持ってもらうことが求められます。そこで、児童の入所にあたっては、施設生活を説明し、施設で暮らす目的を明確にすることで、児童自身の考えを整理し、入所の動機づけを行うとともに、どのような目標を持って施設生活を送るのかについて確認する機会を設定し、児童の退所に向けて、各々が努力していくための環境づくりを行います。

また、入所児童の施設生活における目標を明確にし、様々な側面から必要な支援が受けられるよう、子ども相談所や関係機関等との連携体制を整備します。

■自立支援計画の策定

児童の自立支援の視点に立った指導・支援内容の充実や、子ども相談所等との連携を推進するため、入所児童個別の自立支援計画を策定します。

自立支援計画は、入所時の子ども相談所の援助計画を受け、児童自身や保護者の意向を踏まえて作成し、定期的かつ必要に応じて評価・見直しを行いながら、児童の状況に応じて適切な指導・支援が行える計画とします。また、計画策定・評価・見直しにあたっては、子ども相談所や学校、原籍校、医療機関等の専門的な助言・指導を受けながら、児童への指導・支援における各機関のかかわり方などを確認します。

なお、自立支援計画は、児童の施設生活の状況を踏まえたものである必要があることから、入所後1ヶ月程度をもって策定することとし、それまでは子ども相談所の援助計画に基づく指導・支援を行います。また、自立支援計画の目標は、子どもの個々の状況に応じ、適切な入所期間を想定しながら自立・退所に向けた計画を策定します。

■支援プログラムの実施

生活指導では、枠のある生活での規則正しい生活の習慣づけだけではなく、児童が自ら考え、主体的に活動する機会や、情緒的な発達の促進のための支援、コミュニケーション能力を身につけるための支援も必要になります。特に、近年は被虐待児や、知的・発達障害などを有する児童の入所が増加傾向にあり、心理面でのサポートも重要となっています。

このことから、精神的な安定を図るためのプログラムや、コミュニケーションスキルなどの社会生活に関する技術を身につけるためのプログラム、命の尊さや大切さなどを実感する機会となるよ

うなプログラムなど、児童の抱える多様な課題に対応するための支援プログラムを、専門職、専門機関との連携のもと実施します。

② 運営上の留意点

■いじめ、暴力行為などの防止・対応

子どもは集団活動の中で成長していくことから、子ども同士の関係がプラスに働くよう支援することが求められます。しかし、集団での生活は、トラブルが発生しやすい環境となることから、集団構成への配慮や職員の集団管理能力の向上に取り組むことが必要です。

また、いじめや暴力などの防止のため、職員が見守りやすく、かつトラブルが発生した場合にも早期に発見しやすいような、ハード面での工夫が重要です。

■性別に対する配慮

近年、性非行による児童の入所が増加していることや、思春期の子どもが閉鎖された空間で生活するという施設の特性から、施設内での男女間でのトラブルがないよう、十分な配慮が必要となります。

児童が生活する寮舎については、男女の寮舎間を児童が行き来できないよう、配置や寮舎間に境界を設けるなどの施設配置の工夫が求められます。また、寮舎以外の利用についても、利用時間帯や利用場所、動線などへの配慮が必要です。

■無断外出の防止・対応

入所児童の無断外出は、児童の安全確保の観点から、無断外出防止のための取り組みや発生時に迅速な対応が行えるよう工夫することが必要です。

本市の施設は、本市内への設置を想定していることから、交通の便や入所児童の生活する地域との近接性もあり、比較的外出しやすい環境であることに加え、繁華街も近く、外出した児童がトラブルに巻き込まれやすい環境にあります。入所児童の無断外出に対しては、児童の安全確保の観点から、発生防止のための取り組みや発生時に迅速な対応が行えるよう、ハード・ソフトの両面からの十分な検討が必要です。

また、児童との信頼関係のもと、無断外出の無意味さや児童自身にとってマイナスにしかならない行為であるということを、しっかりと伝え、理解させる、職員の真摯な対応が求められます。

無断外出発生時の警察や関係機関、保護者などへの連絡・協力要請の手順や、児童を寮に戻す際の留意点をマニュアル化し、職員が適切に対応できる体制づくりを行うとともに、地域関係者などの児童を地域で支える方々に対する日頃からの理解促進と関係構築を行い、早期に児童を発見することができるよう、地域も含めた見守り体制をつくるための取り組みが必要です。

③ 必要な建物設備・体制

■1寮10名の小舎制寮舎

職員の児童とのかかわりをできるだけ深くし、職員と児童がふれあう時間を十分に確保するため小舎制とします。男子寮2棟、女子寮1棟の計3棟とし、各棟には、日常的に利用する10名分の居室のほか、必要に応じて利用できる個室をそれぞれ整備します。

前述の通り、入所児童の性別に対する配慮が必要であることから、男子寮・女子寮は隣接させないよう配置します。また、寮の間に管理棟を配置する、もしくは寮間の動線に死角ができないよう、管理棟などからの見通しに配慮した施設配置を行います。

■ 2～4名部屋 + 必要に応じて利用する個室を設置

児童が自分を律することができるレベルまで自立している場合には、自分を振り返る場所や癒しの場所として、児童用居室を個室にするメリットがあります。一方で、職員が目が届きにくくなる個室では、様々な問題を引き起こす可能性も高くなります。そこで本施設では、各部屋2～4名の居室を基本としたうえで、児童の状況に応じて利用できる個室を各寮舎に設置します。

加えて、退所に向けた自立訓練、一時保護を含めた入所直後の一定期間の生活の場として、また、衝動性が高くなった児童を落ち着かせる等、トラブル発生時のクールダウンを行う空間として利用できる個室を設けます。

■ 見守りしやすい機能配置・設備の工夫

職員との信頼関係の構築や、児童一人ひとりにきめ細やかな対応が行えるよう、児童の日常生活は、寮単位で行うことを基本とします。そのため、寮内には、居室のほか、食事や作業などを行うリビングルーム、キッチン(調理スペース)、トイレ、浴室、洗濯室など、日常生活に必要な設備を一通り整備します。

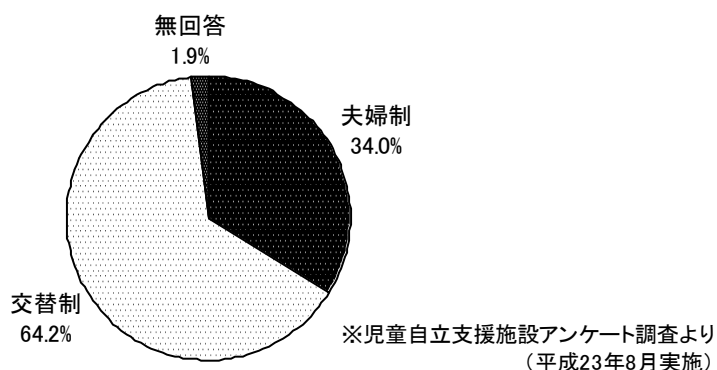
寮内の機能配置にあたっては、いじめや暴力行為などを防止する観点から、スタッフルームから各部屋が見通せるよう配慮するとともに、各部屋のしきりは最低限のプライバシーを守りながらも、できるだけ死角ができないよう、ドアの設置場所やのぞき窓を入れるなど工夫します。

また、トラブルがあった場合に、早期に発見・対応ができるよう、ドアの上下に隙間をつくることで、音が聞こえ、いざというときには中を覗けるような設備とします。

■ 交替制による職員配置

児童自立支援施設は、「家庭的な環境の中で子どもの自立を支援する」という考えから、夫婦制による職員体制がとられてきました。しかし、夫婦制特有の採用制度および職員の労働条件への対応や、継続的な職員確保が難しいことなどを踏まえ、現在では6割以上の施設が交替制による職員体制をとっています。

【図表 7】児童自立支援施設の職員体制(N=53)



本市の施設においても、安定かつ専門性の高い職員体制を確保するため、交替制による運営とします。なお、交替制による運営を行うにあたっては、交替制のデメリットを踏まえ、下記の配慮を行います。

- 児童との信頼関係が構築しやすいよう、チームリーダーを軸とするチーム体制での運営を前提とします。また、職員の役割を明確にすることで、一貫した支援が行える体制をつくりま
- す。
- 労働基準法令のコンプライアンスに配慮し、シフトローテーションを設定します。
- 申し送りや支援記録の作成などにより、児童の指導方針や支援経過などに関する職員間での情報共有を徹底します。
- 夜間は、夜間対応職員を配置するとともに、職員による宿直を行い、緊急時に対応できる体制を整えます。

(2) 学習指導機能

本施設では、学校教育の導入を行うため、入所児童の学習指導は学校の教職員を中心として、施設職員との連携を図りながら学習指導を実施します。また、施設職員が学校の授業以外の時間における学習のサポートを行います。

(3) 職業指導機能

将来の就労に向け、働く意欲や習慣を身につけられるよう職業指導を行います。児童一人ひとりが役割を担い、協働し合いながら、汗を流して働く体験ができるよう、農作業や環境美化活動などを実施します。

(4) 治療的機能・心理支援機能

① 機能の内容

全国の児童自立支援施設では、発達障害の傾向が見られる児童や、被虐待経験を持つ児童の入所が増加しています。本市の児童自立支援施設の入所児童についても同様の傾向があり、このような児童への対応ができる体制の確保は不可欠です。児童福祉施設最低基準においても、児童自立支援施設では、入所児童の自立支援において「随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない」とされており、その重要性が明記されています。

発達障害の傾向のある児童については、個別の課題に応じた治療的な支援を、また被虐待経験を持つ児童には、特定の大人との信頼関係を築けるよう支援するなど、心理療法担当職員と精神科医を中心とした、個別訓練、療育的な指導等の治療的な支援プログラムが実施します。その他、心理療法担当職員による児童へのカウンセリングや面談を実施し、精神的・心理的ケアによる心の内面への働きかけを行います。

② 運営上の留意点

■関係機関との連携強化による専門性の向上への取り組み

発達障害や被虐待経験を有する児童は、今後も増加していくことが想定されます。また、今後も時代の変化にあわせて児童が抱える課題もより多様化・複雑化していくと考えられます。これらのニーズに柔軟に対応しながら、かつ専門性の高い支援を実現させるためにも、専門職の確保とあわせて、関係機関との連携体制の強化への取り組みが必要です。児童精神科やこころの健康センター（精神保健福祉センター）、保健センター、本市の障害福祉の拠点となる健康福祉プラザなどの、多様な外部機関も含めた支援体制を構築することが求められます。

③ 必要な建物設備・体制

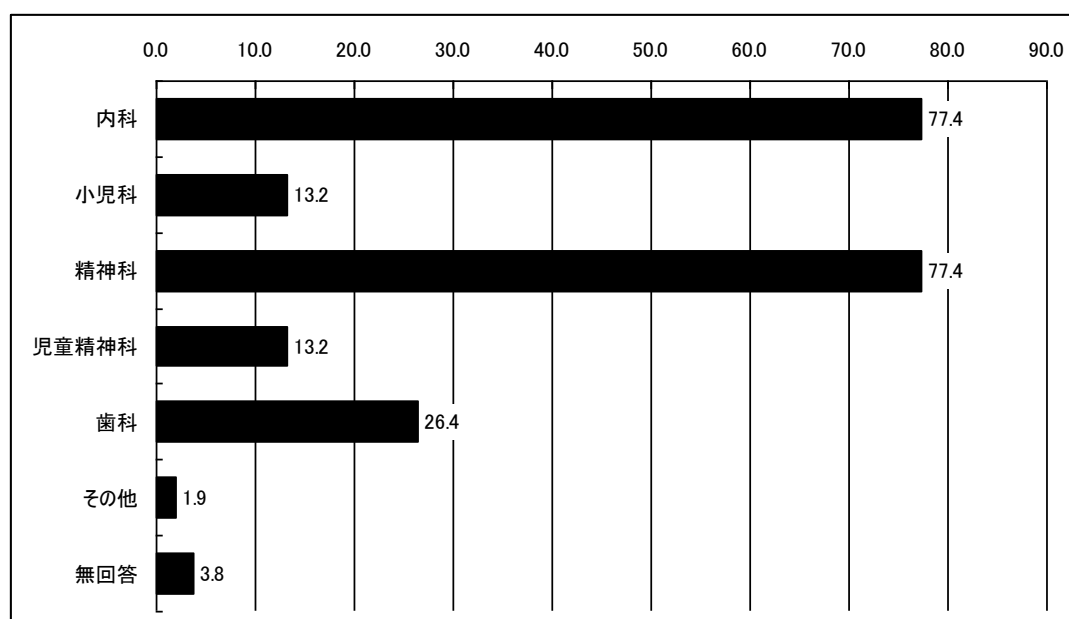
■心理療法室の設置

心理療法を効果的に実施できるよう、防音性に配慮した心理療法室を設置します。なお、心理療法室は、個別面接や箱庭療法等の個別対応のほか、集団心理療法の実施も想定した広さを確保します。

■心理療法担当職員、精神科医の確保

平成 23 年度の児童福祉施設最低基準改正により、「心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に心理療法を行う場合」という一定条件下において、心理療法担当職員の配置が義務付けられたことを受け、臨床心理士などの専門職員を配置します。また、精神療法(心理療法)などの専門的なアプローチを必要とする場合もあることから、施設内の嘱託医として精神科医・児童精神科医を配置する施設も多く、本市においてもそれを基本として医療面での支援体制を確保します。あわせて、通院・入院が必要となった場合に必要な治療を受けられるよう、医療機関との連携体制の構築を図ります。

【図表 8】児童自立支援施設の嘱託医の診療科目 (N=53; 複数回答)



※児童自立支援施設アンケート調査より
(平成23年8月実施)

(5) 家庭支援・家庭環境の調整機能

① 機能の内容

非行を起こす児童の背景として家庭環境は大きく、保護者の対応により児童の非行が大きく改善されたり、逆に改善が阻まれることがあります。退所した児童が地域に帰っても、家庭環境が変わっていないことが原因で、再び非行を起こすケースもあり、児童自身は退所可能な状態まで自立していても、家庭環境が整わず退所が難しいことも多くなっています。

児童の早期自立を実現するためにも、保護者の協力姿勢は不可欠であり、同時に保護者に対する支援・調整機能が重要となります。入所時、入所中、退所後の各段階において保護者に働きかけ、児童の自立を支える一員としての意識を持ってもらいながら、協力を促すことが必要となります。平成 23 年度の児童福祉施設最低基準の改正により、児童自立支援施設に配置が義務付けられた家庭支援専門相談員（F S W：ファミリーソーシャルワーカー）を中心に、家庭訪問などを通じた、家族に対する支援を積極的に実施します。

なお、保護者の悩みや不安を解消するための 1 つの方法として、同じ経験や悩みを持つ保護者同士が互いに支えあう横のつながりづくりへの取り組みを検討します。

② 運営上の留意点

■保護者も含めた入所時オリエンテーションの実施

子ども相談所からの措置の場合、児童の施設入所には保護者の同意が必要となります。そのため、入所時には施設入所の目的や支援内容について保護者への説明を行いますが、保護者がそれに意味を見出せない場合、入所後の協力が得られなかったり、入所しても無断外出や強制引取りが起る可能性があります。これは、児童本人の自立の妨げとなり、他の入所児童にも影響を与えます。児童本人と保護者が目的意識をもち、それを互いに共有しながら、共に頑張ることができるよう、入所時のオリエンテーションをその機会と位置づけ、保護者も含めた実施を基本とします。

■保護者との面談に心理療法担当職員が同席

保護者との信頼関係を築くためには、保護者の気持ちを理解し、丁寧に話を聞きながら、保護者の気持ちを解きほぐしていくことが重要となります。そこで、必要に応じて心理療法担当職員を面談に参加させ、精神面でのサポートを行います。

■子ども相談所、原籍校との連携

保護者に対するアプローチを行う際には、入所前からの児童と保護者との関係の把握が重要であると同時に、児童の退所後の生活まで視野にいたした指導・支援を行っていくことが求められます。そのため、入所前後の双方で、児童や保護者に深く関わる子ども相談所や原籍校との情報共有を図り、共に考えながら、保護者への指導・支援に取り組みます。

③ 必要な建物設備・体制

■家庭支援専門相談員の配置

前述の通り、平成 23 年度の児童福祉施設最低基準改正により、児童自立支援施設に家庭支援専門相談員の配置が義務付けられました。家庭支援専門相談員の担う役割は大きく、保護者に対し、心

理的なケアを行いながら、きちんと助言・指導することが必要であることから、カウンセリング能力を含めた十分な経験を有する職員を配置します。

■相談室の設置

家庭支援専門相談員の配置義務とあわせて、相談室の設置が義務付けられたことを受け、プライバシーに配慮した相談室を整備します。

(6) アフターフォロー機能

① 機能の内容

施設での生活で自立の力を身につけ退所した児童も、地域での生活の中では大きな困難を伴うことも多く、進路を断念してしまう児童や非行グループに戻ってしまう児童もいます。そのような児童を少しでも減らすためには、児童の地域での生活を支え、見守る環境づくりが重要となります。

児童の施設退所にあたっては、子ども相談所との連携のもと学校や家庭との調整を行う他、地域に戻った後も、定期的な家庭訪問や児童を通所させることで、生活状況の報告や不安や悩みを相談できる機会づくりを行うなどのフォローを行い、地域での生活を支援します。

また、民生委員児童委員、少年補導協助手員、青少年指導員等との連携を図り、地域での見守り体制づくりに取り組みます。

② 運営上の留意点

■退所後の支援担当者の明確化

施設退所後の支援は、その必要性は高いものの、時間や手間がかかることから十分な実施ができていない施設が多いのが現状です。そこで、本市ではその重要性を認識し、その役割を専門的に担う職員を配置することを想定しています。

担当職員は、児童の退所前から児童の指導・支援に関わりながら、児童との関係構築に努め、退所後の児童の相談窓口として位置づけます。

■地域の関係者・関係機関との連携

地域における児童の生活を見守り、支えるためには、地域の関係者や関係機関の協力が欠かせません。民生委員児童委員をはじめとする関係者や関係機関が、児童自立支援施設や入所児童に対する理解を深め、児童の自立を支援する担い手の一員となるよう促していくことが必要です。地域の協力は、退所時のみならず、一時帰宅時や無断外出時においても重要であることから、地域に対する働きかけを積極的に行います。

ただし、個人情報保護の観点から、児童や家庭に関する情報の提供には十分に配慮します。

■退所後の受け皿確保への取り組み

施設生活を通じて児童の自立が認められても、帰る家庭がない場合や、家庭の状況により家庭復帰が難しいケースが増えています。退所児童の地域での生活の場となる受け皿の確保は、重要な退所時支援の1つとなっていることから、社会福祉法人やNPO等との連携を進め、グループホーム

等の確保に取り組みます。

③ 必要な建物設備・体制

■退所後支援を専門的に担う職員(家庭支援専門相談員)の配置

担当職員は、退所後の児童に心理的なケアを行うとともに、家庭や地域の関係機関との調整役も担う必要があることから、社会福祉士などの資格や相談支援の経験を有する職員の配置を想定します。

なお、退所に向けたサポート等、退所前から児童にかかわりながら信頼関係の構築を図り、児童が安心して退所できるようきめ細やかな対応が行えるような職員配置を行います。

(7) 地域交流機能

① 機能の内容

地域全体で児童の自立を支える社会の実現に向け、本市の児童自立支援施設は地域とつながりのある施設運営をめざします。

視察や実習・研修などの受け入れをはじめ、施設や児童に対する市民の理解を深めるとともに、施設生活の中でも児童が地域と交流できるよう取り組みます。

また、ボランティアやNPO、大学等との連携により、学校教育のサポートやクラブ活動の指導など、地域の人的資源を活用し、支援内容や体制のより一層の充実を図ります。あわせて、地域資源として施設内の設備の活用を検討します。

② 運営上の留意点

■地域交流時の入所児童への配慮

地域の人をはじめとする多様な人との交流は、入所児童にとって様々な刺激を受ける機会であることに加え、通常時と比べて職員の目が届きにくくなり、トラブル等が発生しやすい環境となります。地域交流活動時の管理体制には十分に留意するとともに、人混みや大きな音が得意ではない児童への配慮なども十分に検討することが必要です。

(8) 人材育成機能

① 機能の内容

人材育成は、児童自立支援施設で有する全ての機能における基盤です。多職種が協働で児童の支援・指導にあたることから、各職員自らが専門性を持ちながら、連携して業務にあたる必要があります。そのため、各々の専門性を高める、職種に関わらず必要な知識を習得する、多職種の職員を統括する職員を育成する、という3つの視点を持って職員研修を実施します。

また、施設職員のみならず、実習の受け入れやケースを通じた助言・指導などを通じて、本市内の福祉分野の人材も含めての育成に取り組み、地域全体の非行への対応力の向上をめざします。

② 運営上の留意点

■学校の教職員に対する研修の充実

児童自立支援施設に配置される小中学校の教職員は、児童福祉施設での勤務経験をもつ職員はほとんどいないと想定されます。そのため、教育委員会と連携のもと、児童自立支援施設について理解し、入所児童の生活の様子を知るための研修、非行児童や発達障害の傾向がある児童への指導方法を学ぶ研修などを実施します。

■外部の専門機関との連携による人材育成

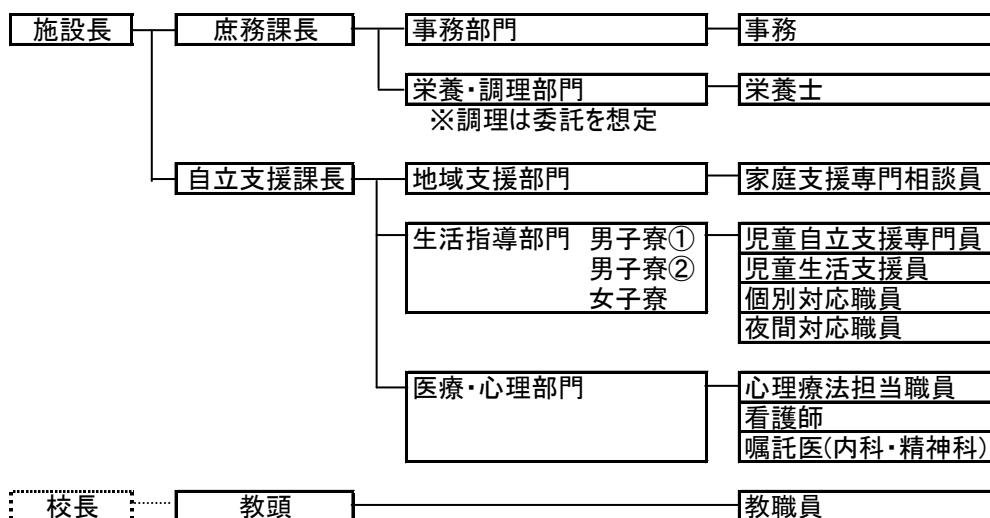
人材育成には、子ども相談所等の関係機関と協力し、合同研修会や情報交換会、職員派遣等の人事交流などに取り組みます。これにより、より専門性の高い研修の実施や、スーパーバイザーなどの人材発掘を広い範囲で行える環境づくりを行うとともに、非行の予防のノウハウやネットワークを広げます。

5. 職員体制

(1) 組織図

4. で示した機能を発揮するため、寮の担当職員が生活指導だけでなく、アフターフォロー等を含めた児童へのあらゆる指導を担うという従来の方法から脱却し、それぞれ専門性を持った職員がその分野において児童とかかわり、全ての職員が連携して子どもの自立を支援する体制を整備します。

【図表 9】本市の児童自立支援施設組織図(配置例)



(2) 各役職に求められる技能・経験

① 施設長

施設長には、児童福祉施設最低基準第 81 条に基づく資格・経験を有する職員を配置します。施設長は、施設職員の統括、施設管理を担うほか、外部からの研修の受け入れや地域との交流、関連機関との連携等についても、積極的にかかわります。

施設長は、各部門の課長とともに、職員の適性や能力を見極めながら、よりよい支援・指導が行える体制となるよう、マネジメントを行います。また、職員同士が意見交換や情報交換を行う機会を確保し、職員の意見を反映した施設運営を行います。

なお、入所児童への支援・指導は、主に他の職員があたりますが、可能な限り、児童とのかかわりの時間を確保するよう努めます。

② 庶務課

■事務部門

施設運営に関する事務、施設の維持管理などの業務を行います。児童の支援・指導に関する自立支援課との連携のもと、手続き等がスムーズに運ぶようサポートを行います。

■栄養・調理部門

栄養・調理部門は、施設内での食事提供を行います。調理については委託とすることを想定します。

業務委託にあたっては、提供する食事の質が確保されるような体制の確保を求めるとともに、施設の行事やプログラムなどに応じて、柔軟に対応してもらえよう協議します。

なお、施設での食事に関する栄養管理と、施設側と厨房との窓口役として、栄養士を配置します。

③ 自立支援課

■自立支援課長

多様な専門職がかかわりあいながら支援を行うため、支援・指導方針の不一致がおきないように、全体を統括し、方向性を示す役割が必要になります。自立支援課長は、児童や職員全体を見ながら調整を図り、必要に応じて職員に対する助言・指導を行います。児童自立支援専門員などの資格・経験を有していること、かつマネジメント力を有する職員を配置します。

■地域支援部門

関係機関、家庭、学校、地域等との連携・調整役として、児童の入退所が円滑に行われるようサポートします。また、地域に開かれ、かつ社会的養護の中核的機能を有する拠点施設となるよう、外部機関との窓口機能を担います。

○家庭支援専門相談員

入所児童の家庭に対し、必要な助言・指導を行いながら、児童の自立を一緒に支える家庭環境を整える役割を担います。複雑な事情を抱える家庭も多く、かかわり方には十分な配慮が必要になることから、児童福祉施設最低基準第 80 条第 2 項に定められる要件に加え、豊富な経験と高いコミュニケーション能力を有する職員を配置します。

また、家庭への助言・指導のほか、児童の退所後のアフターフォローや、地域交流活動の企画・実行支援など、施設外との接点となる役割も担うことを想定していることから、家庭支援専門相談員の配置にあたっては、児童自立支援専門員などの経験や、社会福祉士などの保有資格についても考慮します。

■生活指導部門

児童自立支援専門員と児童生活支援員を各寮舎に配置し、施設における入所指導の生活全般の支援・指導を行います。職員数については、職員が一人ひとりの児童とのかかわりの時間を確保し、信頼関係が築きやすい環境となるよう配慮します。

■医療・心理部門

児童の健康管理や治療的なアプローチを行います。日常的に児童にかかわる他職種との連携のもと、管理・治療の必要性を判断し、その都度適切な方法でかかわることが求められます。また、必要に応じて、保護者や関係機関からの相談等への助言・指導も行います。

○心理療法担当職員

児童や保護者に対する精神的・心理的ケアを担う職員として、児童福祉施設最低基準第 80 条 4 項に基づく心理療法担当職員を配置します。児童や保護者との面談のみならず、施設職員と児童

とのかかわりについての助言・指導を行い、施設職員全体の資質向上に寄与します。

○嘱託医・看護師

医療的なかかわりが必要になるケースもあることから、児童福祉施設最低基準第 80 条 1 項に基づく嘱託医を配置するとともに、入所児童の日常的な健康管理面でのサポートを行う看護師を配置します。

(3) 専門性の向上と職種間の連携への取り組み

本施設は、各機能・分野に応じて専門職を配置した支援体制を想定しています。そこで、各職種の専門性の向上が図られるよう、研修体制の充実に努めるとともに、職種間の役割分担や連携のあり方を明確にすることで、職員それぞれの専門性を最大限に発揮し、児童の自立を支援できる体制の構築に取り組みます。

また、人事労務面でのコンプライアンスを遵守しつつ、職員が働きやすい環境の整備に努めます。

6. 学校教育

(1) 学校教育の体制

平成 9 年の児童福祉法改正において、学校教育の実施が義務付けられました。本市では、入所児童数と想定される入所児童の年齢等を踏まえ、小学校は大阪府教育委員会との協議により「分教室」、中学校は「分校」の形態での学校教育を導入します。

(2) 学級数

本市の児童自立支援施設の入所児童は、9 割が中学生となっています。そのため、小学生は複式学級とし、中学生は児童数を勘案した上で総合的に判断したクラス体制とします。また、発達障害や軽度の知的障害がある入所児童が増えていることから、必要に応じて特別支援学級を設置できるよう教室数を想定します。

(3) 職員体制

① 管理職

児童自立支援施設内の学校教育の責任者として、中学校に教頭を 1 名配置し、小学校の教頭と兼務します。

② 職員配置

各学級には、必要に応じて弾力的に教員を配置します。また、在籍する児童の特性から臨床心理士などの資格を有するスクールカウンセラーを配置し、心理的なサポートを行います。

なお、特別支援学級設置時の職員体制については、別途検討を行います。

(4) 学校教育の内容

① 授業時間

文部科学省が定める指導要領における授業時数の 1 単位は、小学校が 45 分、中学校では 50 分となっていますが、本施設の学校教育における授業時間については、入所児童の特性を踏まえ、適切な授業時間を検討していきます。

② カリキュラム

学習指導要領に沿ったカリキュラムによる学習指導を基本とし、児童の能力や実態に応じて、個別指導や習熟度別学習、基礎学習などを実施します。

③ 課外活動

スポーツなどのチームプレーの活動を行うことや、大会などへの参加を通じて、目標に向かって頑張ったり、成功体験をつむことは児童の成長にとって重要な機会となります。児童自立支援施設

協議会が実施するスポーツを中心に、入所児童数や運動場の広さ、指導者の能力などを踏まえた部活動を実施します。

また、スポーツ以外にも、ボランティアなどの社会活動への参加や、茶道や書道、音楽などの文化活動、園芸・農作業など、多様な活動機会づくりに取り組みます。

(5) 施設との連携

学校教育は、主に教職員が担いますが、生活場面と学習場面で指導の一貫性を欠くことがないよう、施設職員と学校の教職員との連携は重要です。本市の施設では、双方の場面における児童の情報共有を徹底し、協働して効果的な指導・支援を行います。また、施設・学校それぞれの行事を協働で企画・開催するなど、両職員が一体となって支援に取り組みます。

(6) 原籍校との関係・連携

施設の退所に伴い、児童は地域の小中学校に戻ります。そのため、施設入所期間中も、常に原籍校との連携を図り、退所時に児童がスムーズに地域に戻る環境づくりが重要となります。

本施設では、原籍校との連絡会を定期的開催し、情報共有の機会をつくとともに、入所時や自立支援計画策定時、計画見直し時などのカンファレンスを原籍校と一緒に挙げるなど、ともに児童の自立を考え、支える体制づくりに取り組みます。

7. 施設概要

(1) 立地条件

① 場所

施設の立地については、次の点に配慮して整備場所の選定を行います。

- ・ 落ち着いた生活環境が確保できるよう本市内の郊外に設置
- ・ 前述までの機能を有する施設の運営が可能となる広さの確保
- ・ 退所後のアフターフォローや保護者支援、地域の子どもや家庭からの相談支援を想定し、一定の交通利便性が確保されるよう配慮

② 広さ

既存の児童自立支援施設の各設備の規模と敷地面積を踏まえ、概算した本市の児童自立支援施設に必要な機能と各機能規模は下記の通りです。これにより、必要な敷地面積は約 10,000 m²程度とします。

【図表 10】必要な敷地面積のシミュレーション

	床面積 m ²	建築面積 m ²	必要敷地面積 m ²	備考
■建物				
【生活関連】				
管理棟	500	250	250	2階建
作業棟	100	100	100	
寮舎	1,050	1,050	2,100	平屋、1寮あたり350m ² ×3寮+敷地
【学校関連】				
校舎	1,500	500	500	3階建
体育館	600	600	600	バスケットボールのコート1面分(28m×15m)
プール	70	70	650	他施設の事例より、25m×4コースの場合
建物合計	3,820	2,570	4,200	
■その他				
グラウンド、農園、駐車場等			6,000	
その他合計	-	-	6,000	
合計			10,200	

(2) 各機能の仕様・配置の考え方

① 管理棟

管理棟には、職員が利用する機能を中心に、下記の設備を整備します。管理棟は、できる限り施設全体を見渡せるよう、敷地内での配置や建物内での職員室の場所に配慮します。

【図表 11】管理棟に整備する機能(案)

	整備にあたっての留意点等
事務室	正面玄関入口横に設置
職員室	施設職員、教職員が共同での利用
相談室(面接室)	2室以上設置 プライバシーに配慮したつくり
医務室	薬などを保管する場合には、管理面での配慮が必要
心理療法室	防音設備が必要
会議室(研修室)	職員が一堂に会することができる広さを確保 可動式の壁など、多目的に利用できるよう工夫
更衣室	職員の男女構成を踏まえたそれぞれの広さの確保
資料室、倉庫	資料室は、長期間の書類保管に対応できる広さを確保 倉庫は、保管物を想定したうえで、複数設置 (リネンなどの清潔なもの、イベントなどの道具用等)
調理室	各寮舎からの動線の確保・工夫 設置基準に基づく必要な機能の整備 食材の搬入が行いやすいよう車の動線に配慮

② 寮舎

寮舎は、男女の寮舎間を児童が行き来できないよう工夫するとともに、管理棟や職員室などからの見通しにも配慮して配置します。入所児童は、寮舎単位での生活を基本とするため、寮舎内には生活に必要な機能を一通り整備し、寮舎内はスタッフルームからの見通しや、トラブル発生時に対応しやすい仕様を取り入れます。

また、自立訓練や入所直後の生活の場、クールダウンのための空間として利用できる個室を別途設置します。

③ 校舎

学校教育を行う校舎は、対象人数と学習形態を考慮した普通教室と、音楽室、技術・家庭科室、理科室、美術室、P C室等の特別教室のほか、保健室、図書スペースを備えた多目的室の整備を想定します。

④ グラウンド・体育館・プール

学校教育における授業や課外活動のほか、児童が自由時間に活動できる空間となるよう、安全面に配慮して設計を行います。

グラウンドについては、球技を行うことも想定し、ネットの高さなどを十分に確保し、近隣に迷惑がかからないよう配慮します。